

鳥取県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
上井北条線	変更前	倉吉市上井町一丁目1-2地先から同市上井町二丁目1-1地先まで	9.6~53.8	333.0
	変更後	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井町二丁目1-1地先まで	9.6~17.2	7.0
大坪隼停車場線	変更前	八頭郡八頭町大坪字万蔵123-1地先から同町山路字堂前8-3地先まで	4.1~32.9	1,185.0
	変更後	八頭郡八頭町大坪字長田184-1地先から同町山路字堂前8-3地先まで	4.6~30.2	934.0
		八頭郡八頭町大坪字万蔵123-1地先から同町山路字堂前15-7地先まで	4.1~32.9	1,149.0

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉停車場線	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井町二丁目2-1地先まで	変更前	10.9~32.9	112.0
		変更後	10.4~32.9	111.0